

高石総合秘第 301 号
令和 6 年 8 月 20 日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

高石市長 畑中 政昭

2024年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

平素は市行政各般にわたり、ご理解、ご協力を賜り、お礼申し上げます。
2024 年 6 月 18 日付の要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

2024 年度自治体キャラバン行動 要望項目

1. 職員問題

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

(回答)

正職員の配置については、災害等の緊急時についても視野に入れ、必要な人員体制を引き続き確保していきたいと考えております。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答)

管理職員等については、ジェンダーに関係なく本人の能力や適性に応じた登用を行っておりますが、現状管理職の女性割合が低いことは認識しております。今後も引き続き女性活躍についての研修を行うことで職員の意識醸成及び、女性管理職の増加に努めてまいります。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

(回答)

令和6年7月1日時点での外国人人口と国別内訳については別添資料のとおりです。

また、行政の窓口には、多様な人種や国籍、幅広い年代の方が来られることを踏まえ、職員の専門性や特性を把握し、適材適所の人員配置をすることで、ご来庁される全ての方がスムーズに手続きすることができるように努めてまいります。

2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について

※高石市は含まれていない

- ① 2023 年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った 18 自治体におい

ては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

② 子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態を踏まえ以下について要望する。

イ、 就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。

(回答)

就学援助費の受付については、窓口と郵送申請にて実施しております。オンライン申請につきましては、現在未対応となっておりますが、利用者の要望に応じ、検討してまいります。

支給額につきましても、物価高騰に鑑み、可能な限り見直しを図って参ります。

ロ、 朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

(回答)

地域のNPO法人が不定期で小学校での朝ごはん会を実施しております。今後制度化するかについては、参加状況等を踏まえ検討してまいります。

ハ、 大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等を無償提供して協力すること。

(回答)

令和2年1月に本市社会福祉協議会と市内のスーパーが「食材に関する協定」を締結いたしました。協定の内容としては、スーパーの食品ロスの削減・社会貢献、社会福祉協議会のフードバンク事業への取り組みが目的であり、食品の品質には全く問題がないものの、市場に流通できなくなった野菜を中心に月に4回提供して頂いており、これらの食材は子ども食堂団体をはじめ福祉施設へ寄付しております。

また、地域のボランティア団体が公民館にて年に数回フードパントリーを実施しております。

ニ、 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(回答)

窓口対応時にはプライバシーに十分留意しておりますが、ご希望により相談室等で対応させていただく等配慮をしております。

生活資金や教育資金についての相談があった場合には、担当の相談員を紹介し案内しております。

- ③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答)

子ども及びひとり親の医療費助成制度については、自己負担は1医療機関で月2日を限度に1日500円までとしております。また、子ども医療費助成では入院時食事療養費も助成対象とし、無料としております。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答)

年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもにつきましては副食費の無償化を実施しております。

また、本市では、令和4年度3学期及び令和5年度の小中学校給食費を無償化いたしました。令和6年度につきましては、中学校は引き続き無償化を継続、小学校は食材の物価高騰分に対して補助しております。

全校自校式給食で献立を工夫し、子どもの食をささえる内容となるよう取り組んでおります。

また、給食費は就学援助の対象となっております。

- ⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

(回答)

歯科検診において、長期未処置となっている児童・生徒においては、各学校で把握しております。また、長期に未受診となっている児童・生徒については各学校が案内を配布し、受診を促しております。

- ⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答)

フッ化物洗口につきましては、情報収集及び研究したところ、安全性に賛否が分かれているところであり、現時点では、小・中学校ですべての児童・生徒対象に義務的に実施することは難しいものと考えております。

- ⑦ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

（回答）

障害の有無に関わらず、市民が身近な地域で安心して歯科検診・治療を受けることができるように、高石市歯科医師会協力のもと、必要な周知を行ってまいります。

- ⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

（回答）

現在のところ、貸与型の奨学金制度を実施しております。国や府の制度が充実している中で本市の奨学金制度の利用者が減少傾向にあります。今後、制度の必要性を含め検討していく必要があると認識しております。

- ⑨ 公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

（回答）

市営住宅の全戸数は102戸で最新の空家戸数は10戸でございます。

空家の目的外使用については、公営住宅法第45条第1項に規定する社会福祉事業に資する場合、公営住宅を使用させることができることから、本市においては、生活困窮者一時生活支援事業用として市営富木住宅1戸の使用を高石市社会福祉協議会へ、また、富木南住宅においてグループホーム用として4戸の使用を高齢・障害福祉課を経由して事業者へ許可しております。なお、家賃については、1番低額な第I部位としております。

昨今の情勢を踏まえ、空家の目的外使用について、適切に対応してまいります。

- ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

（回答）

国の補助事業として家賃を補助する施策として保育士宿舎借り上げ事業というものが、市内教育・保育施設でも保育士確保が喫緊の課題となっておりますので、保育士の新規・継続雇用の支援として今後、事業の実施について検討してまいります。

- ⑪ 役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

(回答)

現在、市役所本庁舎内にフリーWi-Fiに接続できるコーナーを設けております。また、公民館等の文化施設につきましては、災害対策の面も踏まえ、設置の検討を行っているところでございます。

- ⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとまって弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

(回答)

府の調査結果をもとに、安全面の確認が前提での参加を基本としております。また、昼食場所や駐車場からゲートまでの道のり等、現在大阪府と万博協会で調整中の内容もでございます。これらのことを踏まえ、今後も府の方針や報告をもとに検討を進めてまいります。

3. 医療・公衆衛生

- ① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常が多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載
[保険証存続を求める協会陳情 調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 \(hokeni.org\)](#)

(回答)

大阪府、及び近隣自治体の動向を踏まえつつ、適宜検討してまいります。

- ② 新型コロナウイルス感染症が 5 類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第 8 次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

(回答)

今後も引き続き保健所と連携を密にし、取り組んでまいります。必要に応じて、適宜要望してまいります。

- ③ PFAS の実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施する PFAS 対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS 相談窓口」を設置し周知徹底すること。

(回答)

PFAS の問題については、今後調査研究するとともに必要に応じて、大阪府に要望してまいります。

4. 国民健康保険

- ① 2024 年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

(回答)

市町村からの要望については、府市町村WG等の場で意見交換を行っております。今後も近隣市町村と連携し、適宜協議してまいります。

- ② 18 歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答)

子どもの均等割については、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国保に加入している子ども（未就学児）に係る均等割額を5割軽減しております。

制度の周知等につきましては、保険料通知等の発送時にチラシを同封する等の対応を行っております。引き続き、被保険者の目に触れやすい機会等を工夫してまいります。

- ③ 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

(回答)

資格確認書は、原則本人の申請に基づき交付することとされております。ただし当面の間、マイナ保険証を保有していない者については、職権交付が可能とされております。今後、国の通知や府市町村WG検討結果等を踏まえ、適宜対応を検討してまいります。

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答)

昨今の情勢を鑑みて、必要に応じて適宜調査研究してまいります。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

(回答)

特定健診については、受診率向上に向け、自己負担の無料化やインセンティブの導入SMSを利用した勧奨、がん検診との同時受診など取り組んでいるところです。

案内等外国語対応については、必要に応じて調査研究してまいります。

- ② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

(回答)

歯科検診については40、50、60、70歳を迎えられる方を対象に、市内指定歯科医院にて歯周疾患検診を無料で実施しているところです。受診可能対象者の拡大については今後検討してまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

(回答)

介護保険料は、介護保険制度を運営するのに必要な給付費を試算し、所得や課税状況に応じて保険料額を決定しております。一般会計繰入額については、介護保険法で定められている負担割合に基づいた負担額を一般会計より繰入れております。

参考までに、本市における第9期の介護保険料の基準額は、介護給付費準備基金繰入の影響もあり、第8期の73,640円を維持しております。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答)

保険料段階の第1段階から第3段階につきましては、公費による軽減措置を実施しているところです。

なお、保険料段階が第1段階から第3段階までの市独自減免対象者については、保険料を一部免除する制度を実施しております。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

介護保険制度においては、利用者の負担が過重とならないよう、1月あたりの負担上限額を設定し、その上限額を高額介護サービス費や高額医療・介護合算制度により、介護サービス利用者の負担を軽減しております。

- ④ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(回答)

本市において、相当サービスの抑制等は行っておらず、認定申請についても同様です。

初任者研修修了者等による訪問型サービスの実施につきましては、介護事業所の人員基準の緩和等もあることから、現状では従来相当サービスよりも低い単価設定となっております。

- ⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答)

保険者機能強化推進交付金の交付を受けるために、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などを介護保険事業計画等に盛り込むことはございません。引き続き、介護保険事業計画を元に適切な介護サービスの提供に努めます。

- ⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答)

国・府の動向を踏まえつつ、本市としても介護人材の確保に取り組んでまいります。

- ⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

特別養護老人ホームの入居待機者については、毎年施設から情報提供を受け、調査内容を大阪府に報告しているところです。また市内の高齢者向け居住施設（住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）に対しても入居状況などを定期的に確認しております。施設整備に関しましては泉州圏域調整会議において周辺市町と協議してまいります。

- ⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

(回答)

昨今の情勢を鑑みて、必要に応じ適宜要望してまいります。

- ⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること

(回答)

高齢者の熱中症対策といたしまして、市内 13 箇所に熱中症予防シェルターを開設しており自由にご利用いただけるほか、ホームページでの情報提供や、コミュニティカフェにおいて啓発チラシを用いての熱中症対策に関する講話、包括連携協定を結んでいる大塚製薬株式会社から熱中症対策商品を提供頂いての啓発・周知活動を実施しております。

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

(回答)

昨今の情勢を鑑みて、必要に応じ適宜要望してまいります。

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

(回答)

軽度難聴児への支援として、大阪府難聴児補聴器交付事業の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成しております。

18 歳以上の軽度難聴者についての支援については、他団体の動向を踏まえて、調査・研究してまいります。

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

(回答)

新型コロナワクチン接種については、令和 6 年度から定期接種となっており、感染症予防のため本市においても予防接種費用の助成を予定しております。また、感染予防の取り組みについても感染状況を注視しながら検討してまいります。

- ⑬ 2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2 割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

(回答)

後期高齢者医療の負担割合については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例により定められております。

今後も、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、取り組んでまいります。

- ⑭ 疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

(回答)

他市の状況も踏まえ、必要に応じ調査研究してまいります。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

(回答)

要介護認定に係る申請をして頂いた方につきましては、障がいがある方の生活に急激な変化が生じないように配慮するとともに介護保険法の規定により、その申請のあった日に遡って効力を生ずる法令に基づいた運用をしております。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

(回答)

障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、厚生労働省の通知等を踏まえ、要介護認定等にかかる案内を行っており、未申請を理由とした申請の強制や更新却下は行っておりません。

- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

(回答)

本市におきましては、介護保険に移行した一部の障がい者にしか障害福祉サービスの

上乗せを認めない等の独自ルールは設けておらず、厚生労働省の通知等を踏まえ、運用してまいります。

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答：高齢・障がい福祉課)

厚生労働省の通知等を踏まえ、介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者を与えることのないよう、利用者等へ適切に案内を行ってまいります。

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(回答)

本件に限らず障害福祉サービスに関する国への要望については、必要に応じ行ってまいります。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答)

本件に限らず障害福祉サービスに関する国への要望については、必要に応じ行ってまいります。

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答)

昨今の情勢を鑑みて、必要に応じ適宜要望してまいります。

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

18 歳以上の方の障がい福祉サービスの利用者負担については、世帯（当該障害者及び配偶者）の収入により定められております。なお、市町村民税非課税世帯の負担はございません。

- ⑨ 2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答)

重度障害者医療費助成制度については、本市では、自治体独自の制度として、知的障害の程度が中程度または軽度であると判断された方も対象としております。

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答)

扶養調査については、制度に基づき実施しているものですが、申請者に対し丁寧な聞き取りを踏まえDV等を含むこれまでの親族との関係性を考慮し実施しております。また、申請の意思を表明した場合には必ず申請を受理しております。

- ② 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/hogoshinseisodan.pdf)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

(回答)

生活保護の周知・啓発については今後も他市の動向を把握して対応してまいります。

- ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

(回答)

法令違反にならないよう、適切に正規職員のケースワーカーを配置し、社会福祉士の研修などを今後も定期的に実施してまいります。

ケースワーカーについては各種研修等を通じ、法令に沿った生活保護行政に努めております。また、決定通知書については、2025年度中に標準化の様式に変更予定としております。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

(回答)

地区担当制をとっていることから、該当者の担当が男性職員となることもありますが、家庭訪問には必ず女性ケースワーカーが同行するようにしております。なお、今年度においては女性ケースワーカー3名の配置となっており、女性が相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

(回答)

しおり及び申請書については、設置スペースの問題もあり配架はしていませんが、すぐに手交できるようにカウンターに配置しております。

- ⑥ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

警察官OBは、行政対象暴力を含む事件性のある事案等で警察と円滑な連携を取るため配置しております。なお、尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等は実施していません。

- ⑦ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

(回答)

府及び近隣市の動向を注視し、適宜検討いたします。

- ⑧ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

住宅扶助については、通知に基づき適宜対応しております。

- ⑨ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答)

府及び近隣市の動向を注視し、適宜検討いたします。

- ⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答)

府及び近隣市の動向を注視し、適宜検討いたします。

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

(回答)

全ての小中学校の体育館において、冷暖房は設置しております。

小中学校トイレにつきましては、校舎を含めて利用いただく想定をしており、校舎を含めた洋式化率は67%です。

今後も洋式化へ努めてまいります。

また、本市では、能登半島地震の教訓を踏まえ、引き続き簡易トイレやマンホールトイレ、携帯トイレの備蓄を進め、避難所の衛生面の向上に取り組んでまいります。

避難計画の見直しにつきましては、国の避難所運営ガイドラインや大阪府の避難所運営マニュアル作成指針が改定された際には、その内容を踏まえ、本市の避難所開設運営マニュアルも併せて改定してまいります。

- ② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(回答)

本市では、現在、避難行動要支援者名簿(大地震が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々をあらかじめ登録しておく名簿)を作成し、事前にご同意頂けた方については、地域の自主防災組織へ情報提供し、災害時に声かけや避難支援を頂けるような取り組みを行っております。

また、各種ハザードマップや災害時に取るべき行動、避難情報等の入手方法、事前の備えなどを掲載した高石市総合防災マップを作成し、住宅管理者も含めた皆様に周知し、防災の啓発を実施しております。

市区町村名：大阪府高石市
 基準日：令和6年7月1日 現在
 集計区分：すべて

国籍別年齢別男女別人員調査

令和6年7月9日作成

国	16歳以上		16歳未満		合計		世帯数			
	男	女	計	男	女	計				
ブラジル	15	9	24	4	1	5	19	10	29	15(5)
ミャンマー	9	21	30	0	0	0	9	21	30	30()
バルバドス	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0()
カナダ	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0()
スリランカ	1	2	3	1	0	1	2	2	4	2()
中国	60	73	133	17	19	36	77	92	169	78(9)
台湾	5	7	12	0	0	0	5	7	12	7(1)
コロンビア	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0()
フランス	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1(1)
インド	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0()
インドネシア	24	3	27	0	0	0	24	3	27	24()
イタリヤ	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0()
朝鮮	2	3	5	0	0	0	2	3	5	3()
韓国	68	93	161	3	4	7	71	97	168	104(32)
メキシコ	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0()
ネパール	18	7	25	3	0	3	21	7	28	19()
オランダ	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0()
パキスタン	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1(1)
ペルー	3	2	5	1	0	1	4	2	6	3(1)
フィリピン	12	40	52	3	0	3	15	40	55	29(3)
ポーランド	1	1	2	0	0	0	1	1	2	1(1)
ルーマニア	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0()
ロシア	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0()
スペイン	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1()
スウェーデン	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1()
スイス	1	1	2	0	0	0	1	1	2	1()
シリア	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1()
タイ	0	6	6	0	0	0	0	6	6	1(1)
英国	2	1	3	0	1	1	2	2	4	2(1)

※ () は混合世帯の数です。
 1/2 頁

